

平成27年6月定例会 文教厚生委員会（事前）
平成27年6月8日（月）
〔委員会の概要 教育委員会関係〕

木下委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

去る5日の議会運営委員会において、提出予定議案のうち教育委員会関係の議案第20号・上告の提起及び上告受理の申立てにつきましては、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 上告の提起及び上告受理の申立てについて
- 報告第2号 平成26年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】 なし

佐野教育長

6月定例会県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成27年度一般会計補正予算案、平成26年度繰越明許費繰越計算書、開会日での先議をお願いいたしております上告の提起及び上告受理の申立てについてでございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計欄に記載のとおり、6億1,072万2,000円の増額をお願いいたしております。

この結果、平成27年度一般会計の予算総額は、821億286万4,000円となっております。なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。続きまして3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

まず、施設整備課でございます。

学校建設費の①の高校施設整備事業費におきまして、アの高校施設耐震診断・改修事業では、阿南工業高校の改築に伴う既存校舎解体工事に要する経費といたしまして、1億9,531万6,000円を計上いたしております。

ウの県立学校避難所施設強化・充実事業では、中核的な避難所として位置付けた県立学校における非常用電源等の整備に要する経費といたしまして、8,194万3,000円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

教育戦略課でございます。

教育指導費の①指導諸費におきまして、イの人口減少社会における高校教育のモデル化事業では、ICTを活用した遠隔授業など教育の質の確保に向けた高校教育のモデル開発に要する経費といたしまして、470万円を計上いたしております。

学校建設費の①高校施設整備事業費におきましては、アの「阿波の元気もり森」推進事業では、地域特性に恵まれた那賀高校と三好高校において、豊かな森林資源の未来を創造する人材の育成に要する経費といたしまして、1億6,722万2,000円を計上するものでございます。

5ページを御覧ください。

学校政策課でございます。

計画調査費の①地域活性化・地域住民生活等緊急支援費におきまして、アの高校生による海外ビジネス・マーケティング事業では、高校生が地域と連携して開発した商品について、海外の見本市等へ出展・販売を行い、これらの実践を通じたグローバル人材の育成に要する経費として500万円を計上いたしております。

教育指導費の①学校教育振興費におきましては、国の調査研究事業など7事業分で、計4,880万円を計上いたしております。

アの学力向上「徹底」プロジェクトでは、教員の指導力向上及び授業改善のための集中的・継続的な支援を行い、児童生徒の確かな学力の育成に取り組むものでございます。

エのスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業では、国の指定を受けた徳島商業高校におきまして、地域企業と連携した商品開発、観光ツアーのプロデュース、海外での本格的な販売活動などの多様な実践を通じて、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成に取り組むものでございます。

6ページをお開きください。

特別支援教育課でございます。

教育指導費の①特別支援教育振興費におきまして、アの発達障がい等「地域のまなび支援」推進事業では、特別支援教育の更なる専門性の向上に向けまして、教育分野の専門家による発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームを設置するとともに、ウェブを活用した教員支援システムの構築や子供の学びを確実にするための学習教材の開発などに要する経費といたしまして、400万円を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の①学校安全管理指導費におきまして、アの高校生防災士育成支援事業では、地域防災の担い手を計画的に育成するため、自治体として全国で初めて、現役高校生を対象とした防災士の資格取得を支援するための経費といたしまして、300万円を計上いたしております。

体育振興費の①競技スポーツ重点強化対策費におきましては、アの渦潮スポーツアカデミー推進事業では、鳴門渦潮高校を本県のスポーツ科学の拠点に位置付け、選手強化と指導者育成に取り組むための経費といたしまして、400万円を計上いたしております。

8ページをお開きください。

生涯学習政策課でございます。

社会教育総務費の①青少年教育費におきまして、イの子ども読書ネットワーク推進事業では、県内読書関係者をネットワークでつなぎ、スキルアップや情報交換を目的とするフォーラムの開催をはじめ、子供が自主的に読書活動に取り組む環境を整備するための経費といたしまして、288万円を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

教育文化政策課でございます。

文化及び文化財費の①文化振興費におきまして、アの「中学生の文化芸術力」共創事業では、次代の「あわ文化」を担う人材を育成するため、学校教育をはじめ、様々な場面において、中学生の文化芸術力を創り出し、高めていく活動を支援する経費といたしまして、400万円を計上いたしております。

②文化財保護費におきまして、アの徳島「いにしへのたから（文化財）」次世代継承事業では、埋蔵文化財総合センター設立20周年を迎えるに当たり、国の重要文化財矢野銅鐸をはじめとした文化財の新たな角度からの公開・活用事業などを実施するのに要する経費といたしまして、768万1,000円を計上するものでございます。

10ページをお開きください。

次に、平成26年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成26年度から平成27年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例県議会におきまして、繰越予定額の御承認をいただいておりますが、今回、それぞれの確定額につきまして、御審議いただくものでございます。

まず、施設整備課所管における高校施設整備事業費では、小松島西高校ほか5校の大規模耐震改修工事などにおきまして、特別支援学校施設整備事業費では、池田支援学校美馬分校の大規模耐震改修工事などにおきまして、それぞれ計画に関する諸条件により繰越しておりましたが、今回、26億7,842万1,000円に確定したものでございます。

続きまして、教育戦略課所管における地域活性化・地域住民生活等緊急支援費では、林業教育に要する経費などにおきまして、高校施設整備事業費では、鳴門渦潮高校寄宿舎の整備事業などにおきまして、それぞれ計画に関する諸条件により繰越しておりましたが、今回、4億1,651万6,000円に確定したものでございます。

学校政策課所管の地域活性化・地域住民生活等緊急支援費では、人口減少社会に対応し

た小中一貫教育推進事業などにおきまして、計画に関する諸条件により繰越しておりましたが、今回、1,150万円に確定したものでございます。

生涯学習政策課所管の地域活性化・地域住民生活等緊急支援費では、牟岐少年自然の家を拠点とした、農林漁業や文化活動を生かした自然体験、交流体験等の実施に要する経費におきまして、計画に関する諸条件により繰越しておりましたが、今回、5,400万円に確定したものでございます。

続きまして、教育文化政策課所管における地域活性化・地域住民生活等緊急支援費では、高校生による地域活性化推進事業におきまして、文化財保護費では、指定文化財保存修理事業におきまして、それぞれ計画に関する諸条件により繰越しておりましたが、今回、6,010万円に確定したものでございます。

続きまして、開会日におきまして、先議をお願いいたしております、上告の提起及び上告受理の申立てについてでございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

平成23年度に発生いたしました阿波西高校野球部練習中の事故に係る控訴審判決が、本年5月29日に言い渡されました。県といたしましては、この判決に不服がありますので、上告の提起及び上告受理の申立てにつきまして議決を求めるものでございます。

以上で、今議会に提出を予定いたしております案件等の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

木下委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑については、提出予定議案等に関する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

樫本委員

おはようございます。

ただいま、教育長のほうから上告の提起及び上告受理の申立てについてという説明がございました。これは平成23年に発生した阿波西高校野球部の練習中の事故に係る控訴審判決に不服があるということでした。

この判決内容と、訴訟の詳細な報告をまずお伺いいたしたいと思っております。

阿部体育学校安全課長

今、樫本委員から阿波西高校の事故についての詳細な説明ということで御質問を賜りました。

本件は、平成23年6月6日に発生しました野球部の練習中の事故でございます。野球部

の練習中、16時55分から100メートルダッシュを50本行っておりまして。この練習内容を採用したことにつきまして、熱中症予防に関する注意義務に違反したとは言えないということで高松高等裁判所のほうから説明を受けております。

前半の25本が終了した後休息し、水分を取らせ、その後、後半の25本の100メートルダッシュを開始いたしました。当該部員のペースが後半の15本目ぐらいから落ちてきて、周りにいた部員からちょっと休んでおけというようなことで、当該部員は走るのをやめてほかの部員の応援に回りました。監督が当該部員を自分のところに呼び寄せまして、走るのをやめた状況を確認しましたところ、当該部員は足がつりましたということで、今はいけますという説明をしております。ほかの部員が50本の100メートルダッシュを終了した後、当該部員だけが1人で走り始めました。18時頃に、ダッシュを続ける当該部員を監督が呼びに行かせたところ、足がもつれてうつ伏せ状態になって倒れ込みました。監督は直ちに119番をし、症状から過呼吸であろうということで、過呼吸に対する緊急的な手当をいたしました。落ちつけ、ゆっくり息を吐けなどと声を掛けて背中をさするなどをし、救急車の到着を待っております。その後、救急車が到着し、中央病院のほうに搬送され、当該部員は意識が戻らないまま、同年の7月3日に熱中症により死亡いたしました。その後、平成23年11月15日に亡くなられた部員の御遺族から訴訟が起こされました。

平成26年3月24日に下った1審の徳島地方裁判所の判決におきましては、監督が熱中症を疑わなかったということは、直ちに失当とは言えないということで過失を認めず、原告側の請求の棄却がなされました。両親はそれを不服とし、平成26年4月3日に控訴いたしました。

先日、平成27年5月29日に高松高等裁判所で下されました控訴審判決では、100メートルダッシュの途中で足がつったことを熱けいれんによるものと判定し、監督が熱中症に注意し、100メートルダッシュを再開させた後の生徒の様子を観察することにより異状に気付き、100メートルダッシュを中止させるべきであった。これを怠った点に至っては熱中症の応急処置をとらなかった点において過失があるという判断がなされております。

熱中症を疑わなかったということに関して過失はなかったという当方の訴えが高等裁判所では認められず、控訴人2人に合わせて4,487万6,206円の支払をせよとの判決が下されました。また、当該部員が監督に対して体調不良を申告し、1人でダッシュを再開するのをやめていたら本件事故も発生しなかったという当方の過失相殺の主張につきましては、本人の性格などを考えるととても認められない、という厳しい判決となっております。

以上が概要と詳細な判決です。

樫本委員

非常に難しい事故ですね、これは。先生もよく観察されて対処されたのですが、本人が何か頑張り屋さんみたいな感じで、それが死に至ったというふうな感じはいたします。今の説明で事故発生時の状況とか、1審、2審の判決の中身についてはよくわかりました。そして今回、県は上告するという判断をされたのですが、どのような考えのもとにその判断に至ったのか、その経緯について説明してください。

阿部体育学校安全課長

教育委員会として判決文を精査いたしました。1審では監督が熱中症を疑わなかったことが不適切なことではなかった。また、倒れた後も直ちに119番し、その場でできる限りのことを行ったので過失があるとは言えないというものが、2審では熱中症であることを全く疑わなかったことを過失として県の主張が一切認められておりません。1審とは全く逆の判決となっており、どこがどうしてそういうふうになったのか納得いかない部分もございます。

今回の判決で今後の部活動の在り方や運営、指導などにおいて、徳島県だけではなく、全国の運動部、また文化部の部活動の在り方、全国の教育現場に与える影響は非常に大きいと考えておりますので、最高裁判所のほうで御判断を仰ぎたいということで上告することにいたしました。

樫本委員

今回、上告をしないと今後県内はもちろん、全国のいわゆるスポーツの指導をされる方々の先生方の士気にも影響がある。そして、そういうことから最高裁判所の判断を仰ぐという判断に至って上告をすると、こういうことになったわけですね。わかりました。大変残念ですが、これはしっかりと最高裁判所の判断を伺うことにしなくてはならないのかなと感じました。

それと、今回の事故ですが被害者の両親の心理を考えますと大変気の毒なような気がします。大変残念でしょう。ここまでスポーツ熱心な子供を一生懸命育てた親の気持ちを考えると、本当につらいものがあるかと思えます。

県はこのことについてどのように考えますか。

阿部体育学校安全課長

本件は、学校運動部の部活動中の事故でございますので、非常に不幸な事故でございます。御本人、御遺族の方にとっては本当に痛ましく、そのお気持ちは痛切にお察しするところでございますが、先ほど申しましたように、今回の判決につきましては1審で認められておりました県の主張が全く認められていない、また、今後の部活動の運営や指導に大きく影響を及ぼすものであります。

十分御家族のお気持ちもわかるのですが最高裁判所の御判断を仰ぎたいということで、御了解いただければと考えております。

樫本委員

県の立場も御両親の立場もよくわかりますが、県としては最高裁判所の判断を仰ぎたいと、こういうことでございます。私も最高裁判所の適切な判断を期待したいと思います。終わります。

上村委員

私は、今の答弁を聞いていて非常に疑問に思います。徳島県で平成5年に中学1年生の男子生徒が、熱中症で死亡している。これは今回の案件とは大分状況が違いますけれども、その後、全国でもこの熱中症で死亡する、また重大な後遺症が残る事故が起こっています。これを受けて、文部科学省は平成15年、2003年6月に啓発資料を全ての小中学校に配っております。この啓発資料の内容をしっかりと徹底する、また、学校現場などで講習する、そういうことを徹底していればこの事故は防ぎ得た可能性があるのではないかと私は思うんです。

この事故を受けて平成24年、2012年から毎年、熱中症の講習会を県教育委員会として全ての小中学校から代表者を1名出して学習し、また、学校に持ち帰って指導するように徹底しているということですが、少し対応が遅かったのではないかなと思います。

生徒は、安全に成長できる、学校教育の中でそういう人権を守る観点から、もっと現場で、たとえ課外活動であったとしても当該顧問などは、やはりスポーツを指導するということで、熱中症についてはしっかりと知識を持って対応する、これが当然であると思うんです。ですから、この点での県の教育委員会としての指導について、問題はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

阿部体育学校安全課長

今、上村委員のほうからそれまでの指導に問題はなかったかということの御意見ですが、教育委員会といたしましては毎年熱中症に関する注意の文書を6月中旬から下旬にかけて配付しております。当然体育でありますとか、指導者の研修会でも熱中症のお話はさせていただいております。

この事故を受けまして、県内3か所におきまして全ての小中高から1人ずつ出している熱中症の具体的な取組、研修会を行っております。これまでの内容が不十分であったかと言われると、どこまですれば十分かということもございます。県としてはできることは一生懸命してきたけれども、残念なことにこういう事故につながってしまいましたので、この点は十分反省して、今後の研修をきちんとしたものにしなから二度と事故が起こらないように努めてまいりたいと考えております。

上村委員

上告審での結果報告をお聞きすると、監督は過呼吸と疑って、まずその応急処置をしたと。この点は熱中症を予想しなかったということだと思えますけれども、この日はたしか気温が29度で、少し蒸し暑かったというような記載があったと思います。しかも、一旦2キロメートルの持久走をした後、100メートルダッシュをして、そしてその途中で足がつったということで休憩した。そのときに監督が掛けた言葉が、エースのおまえがそういう状態では部員の士気に関わるというような発言もあったというふうに何らかの資料で私も見ました。こういう点で、2審でその時点で熱中症を疑って練習を中断させるべきだったということが問われているのではないかなと思えますけれども、この点についてはい

かがでしょうか。

阿部体育学校安全課長

当日の気温に関しましては、推定で29度を超えていたであろうということで、暑さ指数（WBGT）によりまずと嚴重警戒で、激しい運動は中止しなさいというレベルでしたが、イコールこれは熱中症が必ず発生するということではございません。監督が児童生徒の様子を見ながら熱中症かどうかという判断をすると。過呼吸に関しましては息が激しかったので、まず過呼吸を疑ったということです。走らせたことで熱中症を起こしたわけではなく、熱中症に気付かなかったことが問題であるという御指摘です。どのあたりで熱中症が疑えるかというのは、我々がここで判断しなさいということとはなかなか言えないと思いますので、上のほうの判断を仰ぎたいというのが県としての姿勢でございます。

上村委員

足がつるといような症状については、やはり一番に熱中症を疑うべきではないかと思うんです。呼吸が激しくなったというのは、もう熱中症では当たり前の症状ですので、その時点でけいれんが起こった、これは熱中症によるけいれんであるということで判定がされたのではないかなと思います。私は上告審で両親が抱える負担を思うと、こういった結果が出た時点で県としては上告をすべきではないという印象を受けました。

この点については皆さんの御意見はいかがでしょうか。

阿部体育学校安全課長

上村委員から御指摘をいただきましたけれども、ここまではこうであろう、こういう判断はこうであろうというのは、我々として判断できる部分ではございませんので、そういうことも含めまして全て最高裁判所の判断を仰ぎたいと考えております。

上村委員

様々な熱中症の事故による訴訟が起こっています。いろいろな判決文を私も読ませていただきましたけれども、非常に勝訴するのは難しいような事例のように思うんです。県としてはこういった事例もしっかり検討した上で上告するという判断をされたのだと思いますけれども、本当に上告していいのかどうか、私は疑問です。

木南委員

この説明書を見ると、3ページの施設整備課、耐震等々で3億4,500万円余が組まれているわけですが、その上に、繰越明許費が幾らあったのか、これを全部執行すると学校の耐震化率というのはどれぐらいになるんですか。

松内施設整備課長

今、6月補正で要望させていただいております事業と、繰り越した事業、これが全部終

わかりますと耐震化率がどのぐらいになるかといった御質問でございます。予定どおり工事が進みますと96%ぐらいになるという見込みでございます。

木南委員

今も話があったように、子供の安全というのは非常に気を付けなければならないし、常に確保せねばいかんと思います。まずハード面でできるのは耐震化だと思うのですが、いつぐらいにあとの4%が埋められますか。

松内施設整備課長

耐震化工事につきましては、平成27年度中の完了を目標に今まで進めてまいりました。残り4%につきましても、できるだけ早期の完了を目指して今一生懸命努力しているところでございます。

木南委員

できるだけ努力をされておる、これはよくわかっているのだけれども耐震化率100%をいつを目標にしておるのか。平成27年度が目標だったから4%遅れているわけです。その4%というのはどんなふうにしたいと思っておるのか、教えてください。

松内施設整備課長

4%の目標達成についての御質問でございますが、残りの4%につきましては高等学校の再編絡みといった事情がございまして、その辺の計画を先に立てて、それから工事という順になりますので、計画をできるだけ早くまとめまして残りの工事もやりたいということですので、具体の事業を今確定するというのはちょっと難しい状況にございます。

木南委員

この前にも高校再編の問題があって、二重の予算を掛けられないんだという発言もあったのですが、早くそこら辺の方針を出して、子供が安心できる、100%と言えるような耐震化率を早く達成してほしいということが私の希望です。

もう一つ、今年の4月に地方教育行政法が改正され、これを受けて総合教育会議を実施するということが義務付けられました。本県においても6月3日に第1回の総合教育会議が開催されたわけでございますが、どのような議論がされたのか、御報告いただきたいと思っております。

勢井教育総務課長

ただいま、木南委員より総合教育会議につきましての御質問をいただいておりますが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が、委員からお話がありましたように平成27年4月に施行されまして、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために地方公共団体に総合教育会議を設置することとなり

ました。

この総合教育会議は、首長が招集し、首長と教育委員会が協議調整を行うことによりまして教育行政の方向性を共有し、両者が一致して取り組むことを可能とするものであります。会議では教育行政の大綱の策定、教育の諸条件など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護などの緊急措置が議題となるものでございます。

6月3日の第1回の会議におきましては、飯泉知事、松重教育委員長をはじめ6名の教育委員が出席しまして、総合教育会議の趣旨や本件教育の現状と課題等についての説明の後にメンバーによる意見交換が行われております。この第1回目の会議は自由討議で進められておりまして、そこでは子供たちが具体的に夢を持つこと、夢を語れることの大切さ、学校とともに家庭、地域の果たす役割の重要性、教育予算の有効活用・工夫、経営感覚の必要性、また、特別支援教育における専門性の充実や教育分野からの地方創生の推進など、まさに多様な視点から意見・提案が自由かつに繰り広げられまして、本県教育の将来を考える上で非常に有意義であったと認識しております。

今後は、徳島教育大綱の策定に向けまして、今年度は3回程度会議を開催することとしておりまして、本会議の議論が本県教育の更なる充実に資するよう、知事部局とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

木南委員

教育大綱については後で触れますが、6月3日に会議があつて、4日の新聞だったと思うのですが、自由討議の中でいろいろな意見交換がなされたというのは今もお聞きしたし、新聞紙上でも見たわけでありまして、その中で、飯泉知事から職員給与を削減し、事業をという大きな見出しで書かれておったわけでありまして。この真意はどこにあつて、どんな趣旨だったのか、どんな発言があつたのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

清水教育次長

ただいまの木南委員からの知事の発言の真意という御質問でございますが、私自身も当会議に補助者として出席させていただきました。一部新聞報道のタイトルにありましたような教員給与費を削減して事業をという内容と、知事の発言の趣旨というのはちょっと異なるのではないかと私は考えております。そのときの発言等につきまして、ちょっと簡単に説明させていただきますと、教育委員から非常に財政的に苦しい中、やはり工夫が必要だという、教育予算の話が出てまいりました。それを受けて飯泉知事のほうから平成20年の1月から給与カットした際に一番不満が出たのは実は教育の現場であつた。その気持ちはわかるが、自分たちの給与費自体が教育費であるということなのだから、その分をこういう事業に向けてほしいということをもっと言うべきではなかつたのかという御発言がございました。

教員自身からこの給与費の削減を子供たちの未来の教育のために使ってくれというような声が出なかつたのは非常に残念であるというようなことが知事の真意ではなかつたかと思ひます。ですから、今後、教員の給与費を削減して、それを事業に充てるといったこと

ではありませんでした。教育委員会といたしましても、給与カットの折には全ての教職員の皆様に御協力をいただき、非常に感謝しておりますが、やはり一部教員の中から不満の声が出ていたのも事実でございます。教育予算が非常に厳しい中では、全ての教職員が意識改革し、コスト意識を持って前向きに教育を進めていけるように、教育委員会としてもしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

木南委員

今お聞きすると、過去にそんなことがあったよという話です。この新聞を読んだらびっくりして、これは全国ニュースやなと思うわけ。今、アベノミクスで持続的な経済発展、給料を上げようという風潮の中で、給与を削減して事業をとなくなると、これは全国ニュースだと思ったわけです。いろいろな新聞を見てみたら、別に会議があったのかなど。二つ会議があったわけではないですね、一つですね。

清水教育次長

もちろん会議は一つであります。一人一人の給与費を削減するというのではなくて、教員の定数等も標準法で決まっておりますけれども、これから少子化に向かって教員の定数等をいろいろな形で見直す必要が生じてくるのでは、というような御発言もございました。人数が減りましたら削減になりますので、全体としたら教員の給与費が削減になると、そんな意味合いも含まれておったのかとは思いますが。

木南委員

結局、給与削減の意味は経費を削減という意味、それと給与削減というのは全く意味が違いますから。

何でこんなことを持ち出したのかというと、今、教育委員会でいろいろなスポーツの振興ということもあったのですけれども、今、総合体育大会の真最中ですよ。先生方と会う機会が多いんですが、その中で、知事はまだ教員の給与を削減するつもりなんですねという話があるわけ。新聞には、御丁寧に教職員組合の代表者のコメントまで載ったわけですよ。それでびっくりして、今日はお聞きして、先生方に返事をしてあげないといかんと思っているんです。そんなことではないんですよという意味でよろしいですね。

清水教育次長

今おっしゃっていただきましたように、知事の発言は一人一人の教員の給与をまた下げるといようなことではございません。

木南委員

そんなことで、少なくとも新聞は複数読まないとかかんと思ったところでもあります。

次に、教育大綱について。地方教育行政法の改正によって教育大綱をつくらないといけないということになったわけではありますが、どんなふうな教育大綱を目指していくのか、

あるいは教育委員会として総合教育会議にどのような姿勢で取り組んでいって、本県の教育をどのように発展させていこうと思われているのかを御説明いただきたいと思います。

佐野教育長

今、木南委員のほうから教育大綱をどのようなということですが、この総合教育会議が設けられた経緯、あるいは地方教育行政法の改正された経緯と申しますのは、御承知のようにいじめ等の問題において教育委員会が機動的に迅速に対応できなかったということ、また、選挙で選ばれた首長の意見も反映されていないということがございました。

今回の法の改正に基づきましての教育大綱をどう目指すかということでございますけれども、特に事務局のほうと関連してできないことにつきましては、今申しましたスポーツのことでございますとか幼児教育のこと、それから障がい児教育のこと、こういったことに関しては教育の世界だけでは到底やっていけないことがございます。そういうふうなことも含めまして、そこで議論する中で、当然そこには生徒の命に関わる緊急的なものも含まれるわけですが、そういったことも含めて機動的、適切、迅速に動けるような、その制度の中で新しい教育大綱、徳島県の教育の目指すべき方向性をつくり上げていきたい。そして、これについては全国一律のものではないと思っておりますので、徳島県の置かれた事情、それから徳島県が目指すべき方向性、そして地方創生元年の中で教育が地方創生にどのように関わっていけるか、こういうもろもろのことも踏まえまして、徳島県独自の、そして徳島県から全国に発信できるようなモデルとなるような教育大綱を事務局と一緒に作り上げていきたいと思っております。

木南委員

今、くしくも教育長のほうから地方創生の話が出たのですが、今、地方創生、人口減少問題というのは非常に大きな課題になっておるわけでありまして。徳島県はUターン、IターンにJターンも加えて県外から定住人口を増やそうといった方針を立てられております。この定住人口を増やすというのはいろいろな条件があると思うのですが、まず大きな要件として教育環境というのが言われるわけです。定住されるということは、子供を育てていく教育環境の良さというものが大きな要素になってくると私は思うんです。

総合教育会議、教育大綱は非常に大事で、徳島県の浮沈が関わっておると思うんです。ですから、この会議を充実したものにしていただきたい。人口問題、あるいは地方創生の大きなアイテムになると思うので、頑張ってくださいということをお願いして、私の質問を終わります。

庄野委員

予定はしていなかったのですが、人口減少の問題が出ました。本県についてもいかに定住者を増やして、若者が県外に流出しないようにすることが非常に重要なことでございます。私もそのためには常々からやはり仕事をつくって、そこで一生懸命農林水産業等々で働けば、十分なお金がなくてもその地域で暮らしていける、結婚して子育て

てができるという環境をつくっていかなければ、人口は増えないと思っています。

そういう中で、県も教育委員会として、今回4ページにあるように「阿波の元気もり森」推進事業で、那賀高校とかに林業の関係の学科等々をつくっていかうということです。林業振興も非常に重要なことだと思います。

過去は県立高校にも農業高校がございました。そして、林業、水産もございました。それが一時、徳島農業高校が城西高校に変わるときにも、私はもう少し農業のことを一生懸命頑張ったほうがいいんじゃないかなというふうに思っていましたけれども、普通科高校といますか、城西高校ということになりました。その当時、私は四国内の他の3県の有名な農業高校をずっと回ったんです。そうしたら、四国の中でも徳島農業高校というのは農業高校の中でもトップクラスのリーダー的な存在だということをお聞きしました。高知県の農業高校の校長先生も非常に残念がっておられました。

私は、これから農林水産業をもう少し活性化させて、そこに雇用を生んで、そして若者が定着できるような仕組みを、県立高校でももう少し踏み込んでつくっていかないとはいけません。那賀高校とか三好高校とかに、そうした機運が少し芽生えてきているのかなということで、非常にドキドキするといいますか、そういうふうなことを思いました。今後、この「阿波の元気もり森」推進事業でどのような展開をしていこうとしているのか。

その後、農業や漁業の分野では県立高校としてどういうふうな関わりを持って、県内の若者に対して第一次産業に従事してみようかなと、また、県外に行っていた方々に対して徳島県で学んでみようかなと思わせるようにしているのか、今のところはどういうふうにかえられておるのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

酒巻教育戦略課長

今、庄野委員のほうから本県の専門高校における教育、特に第一次産業を中心として今後どのように進めていくのか。また今回、予算で提案させていただいております「阿波の元気もり森」推進事業について特にとということでございました。

まず、全体の話からさせていただきますと、これまで農業高校、工業高校、商業高校、それぞれ活性化プランというのを昨年度までの5か年間でそれぞれ持っていた部分がございます。平成27年度から5か年間で推進期間とします徳島県農工商教育活性化方針というのを昨年度末に出させていただきます。それは5か年計画ですけれども、その中にもそれぞれ農工商の活性化ということで、これまでもつるぎ高校で「みまから」を初めとした工と商の連携、済みません、時系列が逆になりましたけれども、つるぎ高校が平成26年度開校で、平成24年度には先駆けて吉野川高校で農と商の連携でスクールカフェとか、新たな高校ブランドの確立のために商品化をしていたりとかいうふうな形で、高校のときから専門教育、特に六次産業化といったことを目指してやってきた部分がございます。そういうことを含めて、今後更に進めていこうということで、昨年度、5か年計画を立てさせていただきます。県としても今回提案させていただきました「阿波の元気もり森」推進事業でございますとか、あるいは、六次産業化のプロデュース事業も農工商教育活性

化方針に基づいてやらせていただいております。また、その方針の中では各高校が今後5年間で取り組む具体的な施策、今、お話がございました城西高校も地域資源を活用した更なる商品開発も含めた計画を立てさせていただいております。そういったことから、県内の高校が今後地方創生、あるいは第一次産業を含めた活性化に向けて人材育成を輩出できるように頑張っていきたいと考えておるところでございます。

あと、もう一つ、予算的には三好高校と那賀高校という学校名が出ましたけれども、三好高校には既に環境資源科というところで林業教育を行っております、既に科が存在しております。昨年2月に先行して交付金事業として予算化させていただき、今回、那賀高校には森林クリエイト科を設置ということで、「阿波の元気もり森」推進事業という形で予算化させていただいているものでございます。今後、実践的な教育を含め、さらには那賀高校におきましては普通科もございますので、総合選択制を取り入れまして、大学も目指せるようなしっかりした教育を学校共々、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

少し答弁が長くなりましたけれども、全体の話と、那賀高校と三好高校の状況についての答弁でございます。よろしくお願いいたします。

庄野委員

丁寧ありがとうございました。

これからも議論していきたいと思っておりますけれども、今から40年ぐらい前でしたら、本当に県南部も、それから那賀町のほうも、三好のほうも人口が結構ありました。それで、農林水産業で本当に活発に生計が立てられて、そして地域の結び付きといいますか、地域のお祭りなんかにも寄せてもらったときには、非常に老若男女を問わずに世代を超えてにぎわっておった状況を見ております。そういう意味では、やはり第一次産業を農林水産の部局がするのは当たり前なんですけれども、教育の見地からもう少し復権させていくというふうなことが、これから非常に重要になってくるのではないかなと感じましたので言わせていただきました。

ありがとうございました。

嘉見委員

今、庄野委員が言った「阿波の元気もり森」推進事業について、三好高校と那賀高校で1億6,000万円の予算ですが、それぞれの学校でどういうことをするのか教えてください。

酒巻教育戦略課長

今、嘉見委員のほうから今回補正予算でお願いしております「阿波の元気もり森」推進事業につきまして、那賀高校と三好高校でどのような事業体系なのか、予算額的にどのようなかというお話でございました。

「阿波の元気もり森」推進事業は、先ほど御説明させていただきましたけれども、三好高校では既にあります環境資源科、那賀高校につきましては平成28年4月設置を目指して

おります森林クリエイト科のほうでやらせていただくというような形で、県西部と県南部の両方でやっていきたいと考えております。

今回の1億6,722万2,000円という金額につきましては、大半を那賀高校のほうに予定しております。新たに科をつくるものでございますので、林産加工室、あるいは実習棟の施設整備に使わせていただこうと考えているところでございます。三好高校につきましては、平成27年2月の議会で平成26年度の補正予算で地方創生の交付金を使わせていただきまして、このときに2,000万円程度予算を要求させていただいております。その中には三好高校で使う林内作業車等々、備品で予算化をさせていただいております。三好高校分は2月で先行して予算化いただきました予算、今回の補正予算につきましてはおおむね那賀高校の施設整備のほうで使わせていただきたいというような予算構成にさせていただいております。よろしくお願いたします。

嘉見委員

那賀高校に校舎を建てて機械を入れたりいろいろするわけですね。私らがちょっと心配するのは、現実には何人の生徒が那賀高校に行くようになるのか。今現実には何人那賀町から那賀高校に行っているのか。

酒巻教育戦略課長

今、嘉見委員のほうから新たな森林クリエイト科の定数、あるいは那賀高校の現在の生徒数という形で御質問いただきました。

最終的な定員は10月に県立学校全体として決めさせていただくので、今は私どもの考え方を述べさせていただければと思いますけれども、森林クリエイト科につきましては定員20名で来年度の募集に当たりたいということで、今は計画させていただいているところでございます。現在の那賀町の中学校3年生、今年は若干多うございまして71名と聞いております。これまでも那賀町には四つの中学校がございまして、それが合計約70名なのですけれども、連携型の中高一貫教育ということで驚敷中学校、相生中学校、上那賀中学校、それと木頭中学校のほうから那賀高校と中高一貫教育で行っていますので、そういった連携教育も活用しながらやらせていただきたいなと考えているところでございます。

嘉見委員

今70人という話をしておったけれども、いつもですと50人程度です。このうち阿南市の学校へ行っておる人が35人ぐらい。現実には1学年80人の学校をつくると。そのために阿南市から60人余りの親がバス代を出してやらないといかん。林業にお金を入れて、力を入れてやろうということですが、今中学校3年生の話も出たけれども、現実には徳島市へ行くよりも高いお金を使って、本当に那賀高校へこういうことをしに行きたいというようなアンケートをとったことはあるんですか。私は阿南市から行くことを考えたら、親が気の毒やなと思います。これは教育委員会の定員募集でこういうような学校になっていくわけです。ほんまにここに80人の学校が要るのか。こういう募集をするために阿南市を減らして那賀

町を増やす。またこういうようなことをするけれども、那賀町の人でさえ阿南市に行く、こんな学校にと言ったら失礼だけど、那賀高校へ進んで行く生徒が本当にどれだけいるのか、アンケートとかいろいろな調査をしたことがあるんですか。私ら、ちょっとおることが信じられんやけど、正直言って。阿南市から15人ぐらい那賀高校へ行く人の全てがこの科に行くわけでもなし、阿南市から行って、こういう仕事に就きたいと思っておる人がそんなにいるようには思わない。この辺はどういうような考えですか。

酒巻教育戦略課長

今、嘉見委員のほうから今回の設置に当たってアンケート等をとったのかという御質問と、それと、全体の定員のことについての今回の森林クリエイト科の設置についての考えを聞きたいというような御質問であったかと思えます。

まず、今回森林クリエイト科という新たな科をつくることにさせていただいておりますが、まず、科ができる前、現在の那賀高校の平成27年度入試では定員80名でやらせていただきました。普通科でございますけれども、やはり那賀町は豊かな森林資源を有するところで、地元の林業事業体あるいは県民局の林業担当部局と連携させていただきまして、林業関係の教育を行わせていただいたというような下地があったということ、それと、もともと森林資源が非常に豊かだということも今後の地域振興を図る一つの要素になるであろうというようなことから、那賀高校に森林クリエイト科というものを設置させていただこうと思っているところでございます。

また、今回実践教育ばかりではなくて、先ほど庄野委員さんの説明の中で若干触れさせてもらいましたけれども、例えば、平成28年度に徳島大学のほうが新設するべく申請を上げています生物資源産業学部などへの進学も目指すような高校にしていきたいということからやらせていただいております。これまでの状況、あるいは地元の教育委員会ともお話をさせていただきまして、設置の方向で向かわせていただいたということで、このように新学科の設置につきましては、通常具体的な書面をお配りして返してもらうというようなアンケートの手法はとっておりませんが、これまでの教育実績とか今後の教育の方向性を捉えまして検討させていただいたというようなことでございます。

確かに今後、子供はどんどん少子化に向かって数が減っていくという中で、定員の在り方をどうしていくかということは、県下全体の中でも今後考えさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

嘉見委員

今、ちょっと意味がわかりにくかった。親御さんも子供もこういうようなことを望んでおるのかどうか。現実には、私の近くにある阿南テクノスクールだって木工部はなくなっておる。最近廃止にしておる。人が来ないから。あそこは、山へ行って登るんです。かなりきつい仕事になると思います。そんな仕事をしなくも、今人手不足で幾らでも仕事はある。ほんまにこの学校、学科が必要なのか。

そして、那賀町の山関係者の人が行くのならいいけれども、阿南市から行かされて、本当にきちんとしたこういうことが那賀町の人でも必要ですか。町長でもこんな学校は要らないような、説明会で言われておるといった話を私はこの間、ちらっと聞きました。みんな木工関係から離れていっているときに、こんな学科をつくる。国も県も予算を付けるから山は忙しくなると思う。でも、それは補助金がいくから忙しい。行かんようになったら何もない。

今、確かに山はよろしい。しかし、徳島県の予算を見てください。幾ら山へいっているか。だから忙しいだけで、これがいつまでも続くとは私も思わない。そして、だんだん人はおらんようになっていく。またこんなところに建物を建てて、機械を買って、機械なんてうちのテクノスクールにだって幾らでもあると思う。新野高校だって、生徒が少なくなったために林業科をやめておる。もうちょっときちんとした進め方をしてもらわなかったら、ほんまに生徒が行く気で行くのかどうか。保護者の方も子供もこういう学校を必要としておるか。阿南市から生徒を見ておったら、保護者の人らのお金の掛かり方を見ておったら気の毒だなと。勝浦も分校になっておるのに、何でここが分校にならんかな。生徒がおらんのに、無理やり何で阿南市から送り込まないかんのかなということのを常々考えておるんです。それで、80人学級にして新野高校を分校にするというようなことを教育委員会でやっている。ちょっと違うんじゃないかなというようなことを思いますので。

佐野教育長

嘉見委員のほうからいろいろな問題点の御指摘を受けました。私どももそれを真摯に受け止めまして、また進めていきたいと思えます。

一方で、かつて東工業高校に造船科がございまして、時代の流れの中でそれが廃止になったことがございまして、徳島工業高校に繊維工学科がありまして、それもなくなりました。林業科もそのとおりでございましてけれども、徳島県の75%は森林ということで、その資源がちょうど伐木に適しているという一つの状況下もございまして。

また、一方で、那賀町の子供たちが少ない中でどういうふうにするのかということもございまして。それも大きな課題と認識しておりますけれども、那賀高校には寮もございまして、県外枠も設けてございまして。今後は県内全域からの募集も林業科に関しては考えたいと思っております。林業の担い手は必要だろうと考えております。

時系列でいけば新野高校、阿南工業高校の再編ということですがけれども、これは諸事情によってちょっと遅れてございまして、その点では少し申し訳ないと思っております。

私どもとしては徳島県の将来を考えた上でそこに設けさせていただいて、今、嘉見委員のほうから御指摘いただきました問題については払拭をし、そして、皆が行きたいという学校にできればと思っております。もろもろの問題点、いろんなことは教育委員会としても認識してございましてけれども、第一次産業に力を入れる中で地方創生の一つの起爆剤になればと考えてございまして。定員等も含めまして、皆様に御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

嘉見委員

しようとすることはわかるわけでありまして、どんな学校でもすばらしい学校にしたいとってするわけ。那賀高校だけがすばらしい学校だという話ではない。

例えば、阿南工業でも新野でもよろしい、阿南市に40人学級を一つ増やしてください。そうしたら那賀高校に行くか行かんか、すぐにわかる話です。これは教育委員会でコントロールするからこういうような学校へ行くけど、阿南市に一つ学級を増やしたら那賀高校へ行きますか。80人が行きますか、県下から集めて。多分阿南市の学校へ行きますよ、便利だから。無理やり行かしておるような制度を教育委員会がしておるわけ。この辺の高校再編も阿南市ができておらんとよく言われる。しかし、こういうことがあっていろいろ進まんことも十分認識して、これから進めていただきますようお願いして質問を終わります。

長池委員

去年から文教厚生委員会に入りたかったのですが、去年は定員の関係で入れずに初めてなりました、ありがたいなと思っています。

小松島市の私の近所にも那賀高校に行っている女の子がおりますので、ちょっと今度聞いておきます。何で小松島市から女の子が那賀高校へ行くのかというのを。

バス代も親御さんが、何か那賀町の方は補助してくれるけれども、小松島市はしてくれないというようなことを1年ぐらい前にぼやいておりました。そんなのも含めて私も個人で調査してみたいなと思います。

ちょっと質問の予定はしていなかったのですが、先ほどからの御議論を聞いておりました、ふと思ったこと、また以前から考えておったことを少し御質問したいと思います。

簡単な質問なんですけど、そもそも仕事をする意義というのを徳島県の教育ではどの段階で、どのように教えておるかというのをお聞きしたいなと思っています。

といいますのは、今、林業の話であったり、仕事のことで質問なり協議があったと思うんですが、そもそも何か最近、私も含めてそうかもしれません、仕事の捉え方が随分世代間で差があるように思います。よく聞くのが、就職してもすぐにやめちゃうと。そういうことをどう捉えておって、教育の場で今現状はどう教えておるかというのを、ちょっと簡単に教えていただきたいと思います。

森本学校政策課長

ただいまは、徳島県のキャリア教育についての御質問を委員のほうからいただいたところでございます。キャリア教育については、現在、仕事の意義でありますとか、そういったものについては幼稚園のあたりから小学校、中学校、高等学校と段階的に教えているところでございます。

それで、主なものとしたしましては、小学校からは職場見学であったり、中学校におきましては職場体験学習、それと高等学校におきましてはインターンシップなどを実施いたしまして、働くことの意義であるとか、意味、そういったものが実感できるような指導を

やっておるところでございます。

それと、もう1点は仕事の重要性というところも大事なところでもありますけれども、それぞれがそれぞれの年代で身に付けなければならない能力というものも、学校教育の中では育成しております。これから一人一人の職業観の育成とか、勤労観の育成だけではなくて、これから社会でいろいろな課題に直面していくであろうということで、その課題を乗り越える力でありますとか、職業的、それと社会的自立に必要な資質とか能力といったものを生徒のほうには系統的に、段階的に教えております。

その能力とは一体何なのかと申しますと、徳島県ではキャリア教育推進指針というのを平成25年度末に作成いたしましたして、四つの力というのを育てていきたいというふうにも考えております。

一つは、関わる力ということで、人間関係形成能力、あるいは社会形成の能力を付けていくと。それと、見つめる力ということで、自分の自己理解でありますとか、自分を客観的に見られる力、それと、進める力ということで、課題に対応していく力、それと、もう一つは描く力ということで、将来のキャリアプランニングを描いていけるような力とともに、さらにもう一つ、昨今の時代でございますので、ICTの操作能力といいますか、リテラシーといいますか、そういうものも付けながら、将来立派な社会人となれるようにそれぞれの段階でそういうことを意識しながら指導しているところでございます。

長池委員

キャリア教育ということで、いろいろ四つの力とかおっしゃっていただいたので、私も勉強し直そうかなと思いますが、私の感覚としては、仕事というのは尊いことであるぐらいの、まず基本の基本みたいなのが家庭で余り教えていない現状があって、いかに楽で環境の良い職場を探すかみたいなことを学生は皆、考えておるようでございます。仕事自体が本当に社会に関わっておるという意味合いを教えていくべきなのかなと。これはまた時間をかけて議論していきたいと思えます。

もう一つ、仕事の意義と今質問しましたが、スポーツの意義というのはどういうふうに教えていらっしゃるか。最初のほうに部活動、野球での事故ということで議論がありました。これは野球だけじゃなくてあらゆるスポーツ活動における指導者、若しくは保護者、さらには本人である児童にとって大きな事件であったように私も思っております。そもそもスポーツというのはどういうものであるのかというのを、どのような形で教育されておるのかを確認したいと思えます。

阿部体育学校安全課長

今、委員のほうからのスポーツの意義についてどのように教えているかということで、御質問いただきました。スポーツ基本法というのが新たに制定されまして、スポーツを通じて幸福で豊かな人間生活を営むことが人々の権利であるということで、生涯にわたってスポーツをして、そのスポーツで喜びを感じると。ですから、学校体育の中のスポーツだけではなく生涯学習の中でのスポーツ、小さいときから一生を通してスポーツを体験する

と。その中で地域との交流，人と人の触れ合い，それと生きていく喜びを実感するというようなことで，小さい頃からのスポーツ，楽しみながらできるスポーツを子供たちには教えております。

長池委員

是非そうであってほしいなと思います。その中で優れた才能というか，努力した子供たちはもっと上のレベルの高い運動，スポーツ，そういったチーム，プロになったりするんでしょうが，基本はやはり多くの方が生涯を通して体を動かす，スポーツを通しての喜びであったり，体づくりというのが基本かなと思うのですが，どうも現場から聞こえてくるのは，特に中学・高校レベルになってくると，学校で卒業する子に青田刈りではないですが，各野球部さんとかサッカー部の監督さんが声を掛けて，先に声を掛けたのに持って行かれたとあって，けんかではないんですが，そんな言い合いをしているようなのが聞こえてくるんです。私はまだ子供が小学校2年生ですから，そこまでの世界には行っていませんが，中学を卒業する子には，いろいろなスポーツの監督さんが声を掛けて，それによってそのクラブが強くなって，県下で優勝したり四国大会，全国大会に行くと。そういうことなので，是非ともその徹底をしていただきたいのと，そのギャップというのをこれからどうしていくのかというのは，また一つ課題として私も議論していきたいなと思っておりますので，よろしく申し上げます。

木下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，教育委員会関係の調査を終わります。

午食のため，休憩いたします。（11時55分）